

学生相談室だより

第13号



2022年(令和4年)3月発行

大島商船高等専門学校

学生相談室だより第 13 号発行にあたり

令和 3 年度も新型コロナウイルス感染予防のため、通学生の皆さん、寮生の皆さん、それぞれ様々な制約がある中、1 年間の学業に取り組んでくれました。学生の皆さんは学校生活を送るうえで様々な悩みがあったり、ストレスを感じたりしつつ、この 1 年を過ごしてきたことと思います。学生相談室と保健室では学生の皆さんの困りごとや悩みごとなどを話してもらうことで、その解決へ向けてどうしたいか一緒に考え、場合によってはスクールカウンセラー (SC) やスクールソーシャルワーカー (SSW) などの専門家と連携させていただき、皆さんが充実した学校生活を送れるよう支援に努めました。しかしながら個々の困りごとについて、すべて解決することは大変難しいと改めて感じた 1 年でした。

また令和 4 年度は成年年齢の 18 歳への引き下げが施行されます。これにより在学生の約半数が「成年」となります。最初は生活への影響を感じるひとは少ないかもしれませんが、日がたつにつれ、「大人」としての義務や責任を感じる場面に出会うこともあるでしょう。今まで感じなかった困りごとや相談ごとが出てくるかもしれません。学生相談室と保健室では、学生の皆さんが学校生活を送るうえで、心配なことや疑問に思うこと、困りごとや悩んでいることをまず聞かせてもらいたいと思います。担任の先生や、科目担当の先生、職員の方々、教職員全員で皆さんが充実した学校生活を送ることが出来るようサポートします。言いにくいなと思うことも、個別に対応しますので心配せずに相談してください。

さて、学生相談室のこの 1 年の主な活動内容をまとめ、ここに報告させていただきます。学生相談室では学生の皆さんの多様な相談内容に適切に対応できるよう、研修を通して情報収集や対話のスキルアップにも努めています。コロナ禍のため昨年度はオンラインで開催されました全国高専の学生支援担当教職員研修が 2 年ぶりに集合型形式とオンラインを組み合わせたハイブリッド形式で開催されました。本研修のほか、相談室相談員が受講した研修等についてもご報告させていただきます。

学生の皆さんそして保護者の皆様に学生相談室の活動へのご理解とご協力をいただくための一助になれば幸甚に存じます。

令和 4 年 3 月 1 日

学生相談室長

木村 安宏

目次

1. 令和3年度 学生相談室の主な活動(年度計画との対応)	1
2. 令和3年度中国地区高等専門学校学生相談室連絡会議 参加報告	
学生相談室長(商船学科) 木村 安宏.....	3
3. 研修参加報告	4
第18回全国国立高等専門学校学生支援担当教職員研修 参加報告	
学生相談室長(商船学科) 木村 安宏.....	4
第18回全国国立高等専門学校学生支援担当教職員研修 オンライン参加報告	
「生きづらさ」の中にある義務と権利の葛藤	
相談員(電子機械工学科) 浅川 貴史.....	8
合理的配慮とICTの活用において	
相談員(商船学科) 森脇 千春.....	9
第18回全国国立高等専門学校学生支援担当教職員研修に参加して	
看護師 稗田 典子.....	11

1. 令和3年度 学生相談室の主な活動(年度計画との対応)

[年度計画]

○メンタルヘルスを含む学生支援及び生活支援を、カウンセラー及びソーシャルワーカー等の専門職との連携を行いつつ、実施する。

[実施内容]

- ・5月24日、LHR時間、2年生から5年生および専攻科生を対象に学校適応感尺度調査実施。
- ・6月21日、LHR時間、1年生から4年生を対象にhyper-QUアンケート実施。
- ・9月にhyper-QUの結果についてSCから各クラス担任に結果解説を行った。
- ・夏季休業中に全学生対象ストレスコーピング研修とFormsアンケート実施。(回答数:138)
- ・9月~10月にかけて郵送で保護者アンケートを実施。(回答数:393)
- ・11月8日、LHR時間、1年生から5年生および専攻科生を対象に学校適応感尺度調査実施。
- ・12月13日(月)14:30~約1時間、1学年対象にSC杉浦先生による講演「心の宝箱~ストレスへの対応を知って自分・他者を大切にしよう~」およびワークを実施。
- ・12月20日(月)14:30~約1時間、2学年対象にSC杉浦先生による講演「心の宝箱~ストレスへの対応を知って自分・他者を大切にしよう~」およびワークを実施。
- ・令和4年1月に遠隔授業に移行し、1月全学生対象「こころの健康調査」Formsアンケート実施。(回答数:172)

[年度計画]

○学生支援やメンタルヘルスの研修会に教職員を派遣する。また、外部専門家による、学内研修を実施する。

[実施内容]

- ・6月7日、学内にて、山口県発達障害者支援センター相談員の金谷陽子先生を講師にお招きし、教員対象に発達障害に関する研修開催。
- ・8月3日、教員対象に、国立高等専門学校機構本部学生支援チーム特命准教授・学生参事補 船越高樹先生を講師に、高専における合理的配慮に関するオンライン研修開催。
- ・8月4日に職員対象に、同研修動画をメールで案内し研修実施。

・9月2日～27日、教員対象に「AHEAD JAPAN 第7回(2021年)大会」コンテンツの高専における合理的配慮関連 Web 研修参加。

・12月16日(木)、17日(金)、場所:学術総合センター、「第18回全国国立高等専門学校学生支援担当教職員研修」の集合型研修に参加。同時にオンラインによるハイブリッド形式で開催され、後日、研修動画が配信され視聴により研修受講が可能となった。

以上

2. 令和3年度中国地区高等専門学校学生相談室連絡会議 参加報告

学生相談室長(商船学科) 木村 安宏

会議名:令和3年度中国地区高等専門学校学生相談室連絡会議

開催日:令和3年9月17日(金)13:30~15:30

場 所:Teamsにてオンライン開催

出席者:

米子工業高等専門学校 学生相談室長
松江工業高等専門学校 学生相談室長
津山工業高等専門学校 総合支援センター長
広島商船高等専門学校 学生相談室長
呉工業高等専門学校 学生相談室長
徳山工業高等専門学校 学生相談室長
宇部工業高等専門学校 学生相談室長
大島商船高等専門学校 学生相談室長(木村 安宏)

今年度、本校が当番校として開催した。今年度もコロナウイルス感染拡大により、対面ではなくTeamsによるオンライン形式での連絡会開催となった。

協議する内容を事前にアンケート調査し以下に示す事項について協議を行った。

- (1) 合理的配慮の状況について
- (2) LGBTの学生が起こした問題に対する、対応・相談経験について
- (3) スクールソーシャルワーカーの活用状況(特に、スクールカウンセラーとの業務の振り分け・関係)について
- (4) ヤングケアラーの実態把握方法と対応について
- (5) 遠隔化における学生サポートやカウンセリングの方法について
- (6) ピアサポーターの各校での状況について
- (7) 特別支援教育士についての各校での状況について

以上の協議事項について各校の状況およびどのような対応をしているか、また今後の課題等について情報交換および情報共有を行った。

以 上

3. 研修参加報告

第18回全国国立高等専門学校学生支援担当教職員研修 参加報告

学生相談室長(商船学科) 木村 安宏

開催日:【1日目・全体研修】令和3年12月16日(木)13:00~17:00

【2日目・分科会】令和3年12月17日(金)9:30~15:45

場所:学術総合センター(東京都千代田区)

概要:学生たちを取り巻く様々な環境や、一人一人が抱える問題は、コロナ禍という状況も相互影響して複雑さを増しています。学生を支援する側においては、その多様性を十分理解し、常に「当たり前」という認識を更新していくことが重要です。

今年度の研修では、性の問題、いじめ問題、合理的配慮、自殺防止、コミュニケーションスキルといった様々な方面から専門の講師を招き、「高専における多様性の理解と専門職連携」をテーマに実施されました。各講演で現代社会や高専における多様性を学ぶと共に、第一線で活躍するソーシャルワーカーからの事例発表等から問題提起し、組織での対応方法等ワークショップを通して深め、下記の目的を達成するため参加者各自のブラッシュアップに努めました。

目的

- ① 学生の支援にあたる教職員の個々の資質・スキル向上の推進
- ② 組織として学生支援に対応するための意識啓発
- ③ 学生支援場面における専門職との連携強化に向けた意識向上

なお、今回の研修は、コロナ禍の対策として参加人数を制限した集合型と、オンライン配信のハイブリッド形式で行われました。集合型研修には本校から、学生相談室長の木村および稗田看護師の2名が参加しました。

報告:

第1日目の集合研修において、以下の講演およびワークショップに参加した。

1. 全体講演「性の多様性とジェンダー」講師:染矢 明日香 様(NPO 法人ピルコン理事長)

本講演においてはまずピルコンの活動紹介および SNS を活用した情報発信や相談支援について説明があった。その後、主に3つのテーマで講演が行われた。一つ目は「日本の性の多様性についての教育の現状と課題」についてである。現在の日本の保健体育の指導内容や性教育の国際スタンダードと日本との比較結果について説明があった。ユネスコらが国際機関と連携して作成し発表した「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」に基づき、これからの性教育は人権教育を基盤に人間関係を含む幅広い内容を体系的に学ぶことが求められている。発達段階に応じて繰り返し、より深く学ぶことおよびジェンダー平等や性の多様性を含む人権尊重を基盤として教育の拡充の必要性和重要性について学んだ。講演では教育現場で取り組める内容についても紹介があった。

二つ目は「性の多様性について」である。多様な性のあり方を考える言葉として”SOGIE(ソジー)

の説明があり、セクシュアリティは明確な境目があるわけではなく揺らぐこともあること、自分の性のあり方が定まっていない人がいたり、意図的に定めていない人がいたりすることから、まずは本人に確認するのがよいとのことであった。LGBTQ とも表現される性的マイノリティ当事者が抱える困りごとや、「アライ(ally)」（味方）になるために気を付けるべきことの説明があった。

三つ目に「ジェンダー平等について」説明があった。ジェンダー平等の実現は SDGs17 の達成目標のひとつになっており、そのためには、「違い」や「多様性」は人生を豊かにするものにとらえ、その人らしい性のあり方を大切に、多様な性のあり方を尊重する社会の構築が必要とのことであった。

以上の内容を受け、本校学生相談室として今後多様な学生の多様な困りごとに対応できるよう、学生を守るために必要な知識の取得と情報の収集を継続することおよび専門機関や医療、そして家庭との連携の重要性を強く感じた。

2. 全体講話「高専の学生支援の現状」講師：高専機構本部学生総括参事 下田貞幸先生

全体講話ではまず高専機構本部の学生支援業務について、学生支援チームの組織構成、本部組織および職ごとの業務の概要について説明があった。その後、令和3年度の学生支援重点項目について説明があった。教職員の学生支援スキルの向上のほか、今年度も新型コロナウイルス感染症への対応として学生のメンタルケア、合理的配慮ガイドラインの策定について、そして学生支援の現状について情報提供があった。

学生支援体制については、各高専での学生支援が人財育成の基盤であり、高専教育に関わるものが協働し、学生支援の充実化を図ることに言及があった。

3. 事例紹介「スクールソーシャルワーカー（SSW）事例発表」オーガナイザー：木戸久恵様（国立高専機構本部スーパーバイザーSSW）

阿南高専、熊本高専、仙台高専の SSW による事例紹介があった。個別の事案は公表できないためここで報告することはできないが、他校の事例および対応例等を聴講し非常に参考になることが多かった。一例として、事案発生時の有効なケース会議の開催である。専門家である SSW、学生相談室室長、室員（相談員）、担任等、関係者が迅速に情報共有し、明確な役割分担をしたうえでサポート体制を構築することで適切な対応ができた例があった。また事案によっては SSW の役割が大きくかつ有効であることから、SSW の勤務体制の充実化、外部機関との連携の重要性を痛感した。

第2日目に以下の分科会が開催された。

【分科会1】SNS いじめ問題、講師：阪根 健二様（鳴門教育大学特命教授）

専門領域：いじめ問題・LGBT・生徒指導

概要：SNS いじめ等の問題についてご講演の後、問題解決の手法やノウハウを学ぶ。

【分科会2】性の多様性、講師：染矢 明日香様（NPO 法人ピルコン理事長）

専門領域:性教育・性の健康啓発

概要:1 日目の全体講演をさらに深めたご講演の後、学校現場での性の問題に対する学生支援の方法や、教育活動への活かし方についてケーススタディを交えたワークショップを行う。

【分科会3】高専の合理的配慮、講師:船越 高樹先生(国立高専機構本部学生参事補)

専門領域:障害学生支援

概要:参加者から事前に合理的配慮提供に関する疑問質問を提出。講師から対応策を解説するとともに、参加者間でケースワークに取り組み、解決策を共に導き出す機会とする。

【分科会 4】専門人材との連携、講師:国立高専機構本部スーパーバイザー SSW 木戸久恵様・SC 大松あゆみ様

概要:機構本部スーパーバイザーによる高専事例と教職員による高専事例をもとに、校内連携についてワークショップを行い、高専における校内連携への学びを深める。

【分科会(保健室部門)】自殺ゲートキーパー、講師:喜多見学先生(立正大学心理臨床センター助教・日本臨床心理士会自死予防専門委員)

専門領域:家族心理学、ブリーフセラピー

概要:学生の SOS に気づき、命を守るために、ゲートキーパーとしての基礎的知識を理解し、明日からできる適切な関わりについて実践的に学ぶ。

【分科会(相談室長部門)】コミュニケーションスキル、講師:内木場 三保様(こころ塾代表/組織コミュニケーショントレーナー)

専門領域:人材育成、組織コミュニケーションスキル

概要:管理職におけるコーチングや、学生や保護者との面談スキルについて実践を交えて学ぶ。

これらの分科会の内、分科会4「専門人材との連携」および分科会(相談室長部門)「コミュニケーションスキル」に参加した。

「専門人材との連携」について、まず事例の説明があり各自で情報の分析をし、その後グループでシェアし話し合った。話し合った結果を全体でシェアするという流れでワークが進められた。このワーク通して分かったことは、最初の説明内容には十分な情報がなかったため学生の実際の姿や必要とする支援を見誤ることがあり、そのため関係者との間で学生への認識や支援法に齟齬が生じることがあるということである。このようなことがないように、教職員もしくは専門職がコーディネータ役となり、教職員および専門人材と連携して情報収集に努めることが必要である。

次に「コミュニケーションスキル」に参加し、各校相談室長が、またグループによっては校長が加わり組織コミュニケーションについてワークと演習を通してスキルアップを図った。相談にのる対話のプロセスとして、まず必要なことは学生支援についての正確な認識である。学生支援とは「学生の豊かな育ちと人生を応援すること」とされている。この時求められるスキルは「聴く力」「つながる力」である。個人のカも必要ではあるが、学生支援はチームワークが必要になるため、対話するための体制や仕組みを作ることが大事である。ここで「対話」とは目的を持った会話のことであり、雑談ではないことを認識する必要がある。つまりコーチング、ティーチング、カウンセリング、メンタリング

などのことを言う。相談に乗る際には、同情し、共感し、同調するという対話のプロセスがあり、教職員すべてが学生支援者であり、肯定的に聴くこと、また共感ばかりではなく同調するとともに「何かから始める?」というふうと一緒に一歩踏み出すことが含まれる。学生相談室(支援室)の役割は、学生の人格的成長を支援することも必要であり、悩みを聞くだけでなくそこから成長を促す関わり方が重要である。信頼関係を築き、継続的に関わることで成長を支援し、対話では自律的思考を促すことを心掛けることが肝要となる。

学生相談室長分科会を通して、組織全体での学生支援の共通理解、より充実した支援体制づくりやチームワークの重要性、コーチングやメンタリングなどの対話スキルの必要性など、学生支援の現場に必要な役割やスキルのヒントを得た。そして教育機関として学生の「成長を支援する」という意識を共有する必要性を感じた。

最後に、コロナ禍のなか、研修が集合型形式を含めて実施され、他高専の学生支援関係教職員と直接コミュニケーションがとれたことは大変有意義でした。参加の機会をいただけたことに感謝するとともに、今後、学生相談室が果たす役割に活かしていきたいと思えます。

以上

第18回全国国立高等専門学校学生支援担当教職員研修 オンライン参加報告

「生きづらさ」の中にある義務と権利の葛藤

相談員(電子機械工学科) 浅川 貴史

オンラインで視聴した「第18回全国国立高等専門学校学生支援担当教職員研修」について報告と感想を述べます。まず全体講演では「性の多様性とジェンダーについて」(講師:染矢明日香氏),性の多様性およびジェンダー平等について講演がありました。次に分科会では「高専の合理的配慮」(講師:船越高樹氏)より,Q&A形式を交えながらの現場での対応に重点を置いた講演がありました。今回の2つのテーマで感じたことは,当事者・中心にあるべきは学生本人であり,その学生が「生きづらさ」を感じている点です。本来,教育とは学生の「権利」であるにもかかわらず,社会・教育現場が規則や到達点など「義務」の部分「しなければならない」を重視し,「することができる」という部分を忘れかけていたことに気づかされました。今一度「教授する」という高等教育機関の本分に立ち返り,様々な現場での葛藤を議論に変えて学生を支援できればと感じました。

合理的配慮と ICT の活用における

相談員(商船学科) 森脇 千春

参加者:学生相談室相談員 森脇 千春

参加研修会:特別支援教育士資格更新必修研修会(オンライン研修)

参加日:令和3年10/20~

視聴講義:学習障害のある児童生徒の学びと ICT 活用のおはなし

広島大学 氏間 和仁 先生

「合理的配慮」とは、活動や参加に制限を受けている人々が、十分に活動や参加ができるようにするため、個別的な制度等の社会的障壁への変更や調整のことである。

本校においても、合理的配慮委員会が設立され、入学した学生一人一人の修学や学生生活、寮生活についての学ぶ権利や活動・参加する権利を奪うことがないよう体制を整えているところである。

この度参加した講義では、合理的配慮がなされる法的な理由、社会的のあり方自体が様々な人々の活動や参加に影響を与えていることの理解を目指し、且つ合理的配慮を進めるための具体的な ICT の活用が紹介された。

「合理的配慮」は、国際条約の障害者の権利に関する条約 第二条において提示されている。重ねて述べるが、「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を共有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失したまたは過度の負担を課さないもの(1)とされているため、決して配慮を受ける者が新しい人権を手にするものではない、そして配慮した側に過度な負担を強いるものではないということである。

そもそも、社会的にはすでに「配慮」はごまんとある。配慮する先が、多数派というだけで、講義の中では駅の階段(自分で歩ける人に違う階層へ行きやすくする)や教科書の配布(本が読め、理解できる人に教育の機会を与える配慮)、紙と鉛筆の使用許可(字が書ける、読める人への記憶への配慮)といった例が挙げられ、多数派に配慮している人々が常に配慮を受け続けていることを実感できた。

その配慮を、少数派の人々に向けることが目標であるが、そのために、例えば字を読むことが困難な学生に常に教員をつけることは教員の負担増、代読の補助員をつけることは財政的な負担増、つまり配慮対応の結果大きな負担を強いることになる。ここで登場するのが ICT を活用した教材である。もともと、学校内は様々な教材の宝庫であるが、その教材のほとんどが、大多数への配慮を基にした教材であった。これらの教材は、ある意味使用者、そして目的を限定させる。反対に、ICT は変幻自在。取り扱いが難しいという難点はあるが、適用可能性が大きいというメリットがある。

例えばタブレットを配布するとする。授業中、カメラで黒板に書いてある情報を記録する。記録した画像を画像貼り付けソフトで可視化しながらまとめる。文字で表出するのはキーボードでも、ペンでも自由自在である。個人の困難さに対し、個別最適化がしやすいのが大きな利点として挙げられる。

講義内では、とある小学生の ICT による合理的配慮の成功例を挙げていただいた。ICT 教材を用いたことで、潜在能力が結果へ結びつき、自己肯定感が上昇したことで、今後の学びの意欲につながっていたことが明らかであった。

ただし、ICT 導入にはまだまだ障壁がある。まずは教材の取り扱いに関する練度の習得である。既存の教材より使用者を選ばないとはいえ、デジタル教材に慣れ親しむにはそれなりに時間がかかる。開発に際しより感覚的に操作できるような教材にする必要がある。

また費用の面でもお手軽とはいいがたい。理念が掲げる配慮することでの過度な負担という点ではアナログには及ばない。使用する環境を整えるための費用も膨大である。

さらに、ICT を導入するためには、公平に学びの本質に参加できるための方法を検討する必要がある。調整や変更が、公平さを崩すものであってはいけない。

他にも、長期的に効果が期待できる指導だけではなく、短期的に効果が期待できる方法も併用する視点、評価まで見通した ICT 導入の視点、家庭との連携の視点、PC の指導を計画的に進める視点など確認すべきところが多くある。

また、既存の「個別の教育支援計画」を見直す必要も出てくる。そのほか、文部科学省の航走する「GIGA スクール構想(2)」の端末の目的と、合理的配慮としての ICT の目的を明確化する必要もある。

このように、ICT の十分な活用にはまだまだ道のりは長いが、この講義を拝聴し、本校が目標とするすべての学生に公平な修学機会の取得のためには必要不可欠な手段の一つであることがわかった。

これからも新しい情報を収集し、その情報を発信していくことで、学生たちに負担のないよりよい学びを提供できるよう尽力したい。

参考(1)外務省 HP

(2)文科省 HP

第18回全国国立高等専門学校学生支援担当教職員研修に参加して

看護師 稗田 典子

1. 主催者:独立行政法人国立高等専門学校機構
2. 開催日時:令和3年12月16日(木)13:00~17:00
令和3年12月17日(金)9:30~15:45
3. 開催場所:学術総合センター2F(一橋講堂中会議室)
4. 研修内容及び所感

1) 全体講演「性の多様性とジェンダーについて」

講師:NPO 法人ピルコン理事長 染谷 明日香 先生

(1) 日本の性の多様性についての教育の現状と課題

諸外国では幼い時期から、包括的性教育が行われ、性教育にかける時間も日本の4~7倍近くを要している。包括的性教育は、性を生殖・性交のことだけでなく、人権教育を基盤に人間関係を含む幅広い内容を体系的に学ぶ内容となっている。また、ユネスコが作成・発表している「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」では、性教育の目標を、他者を尊重しながら、自分で選択ができる力<性的自己決定力>をはぐくみ、健康な選択のためのライフスキルを獲得し、健康と幸せの実現につなげていくこととして位置づけている。これらより、日本の性教育の不足について考えさせられた。また、性の健康世界学会では、SRHR:性と生殖に関する健康と権利=性や子どもを産むことすべてにおいて、単に病気がないだけでなく、身体的・精神的・社会的に完全に良好な状態(well-being)であり、自分の身体に関することを自分で決められる権利に、快楽(pleasure)を加えたトライアングル(健康・権利・快楽のトライアングル)の重要性について宣言している。これらを踏まえて、日本の教育現場では、様々な見直しを迫られていると考えさせられた。

(2) 性の多様性について

多様な性のあり方を考える4つの視点として①からだの性②こころの性③好きになる性④らしさの性があり、SOGIEやLGBTQなどの分類があるが、それらは虹のように多様で明確な境界があるわけではなく、揺らぐこともある。分類はグラデーションになっているものとして捉え、どこに当てはまるかを追求するものではない。また、性的マイノリティの人は、いじめや暴力の対象になりやすいことや、日常生活上で様々な困りごとを抱えている。その要因としては、周囲の無理解がある。さらに無理解はカミングアウトをしにくい環境にもつながる。そのため、性の多様性についての理解を深めたり、広めたりすることが大切だと感じた。また、「アライ(ally)」=味方(様々な性のあり方を理解・支援する人)になれるよう、日ごろの言動などを意識して気をつけていきたいと改めて考えさせられた。

(3) ジェンダー平等について

ジェンダーとは社会的・文化的な性差のことで、社会から期待される性別・特徴やその役割意識のことである。日本におけるジェンダーギャップ(男女格差)は156カ国中120位である。SDGsでもジェンダー平等は達成目標に掲げられており、つくりあげられた男性像・女性像にとらわ

れずに「その人らしい性のあり方」が実現できるよう、こちらについても日々の言動などを意識して気をつけなければならないと改めて考えさせられた。そのような、相手を尊重する気持ちが「性」という限られた捉え方ではなく、人間関係において重要なのだと改めて学んだ。また、それらについて、学校だけで教育するのではなく、政府・行政・地域・医療・教育・家庭で連携して取り組んでいかなければならないと学んだ。

2) 全体講話「高専の学生支援の現状」

講師: 下田 貞幸 先生 (国立高専機構本部 学生総括参事)

- (1) 事件・事故の現状
- (2) 全国での事例と対応
- (3) 新型コロナ感染症の現状
- (4) ヤングケアラー実態調査、障害学生実態調査、その他
- (5) 学生支援体制の充実に向けて

(1)～(5)について聴講した。内容についてはセンシティブと思われることも含まれているため、こちらに記すことは割愛するが、そのなかで学生支援においては、学生への日常的な見守りや、学生・保護者との丁寧なコミュニケーションの効果が高いと説明があり、改めて日々の学生や保護者とのかかわりの大切さを実感した。

また、阿南高専、熊本高専、仙台高専のSSWの事例発表も聴講した。その中で特に参考になったのは、①SSWの介入ケース報告を教員研修で実施し周知する ②SSWについて、学生・教員・保護者向けにパンフレットを作成したり、オリエンテーションなどでスライドに顔写真や動画を入れたりして周知する ③専門職でミーティングを実施し、危機介入シミュレーションを実施する ④ケース会議を頻回に行う ⑤SSWと教員を丁寧につなぐために、間に専門職員が入るなどである。②については、本校でも(すでに行っている周知の方法に加えて)次年度より学生相談室のリーフレットにSSWの紹介欄を作成する予定となっている。④についても、必要に応じてケース会議を実施しているが、より積極的に開催する姿勢をもちたい。また、その段取りについても、より有意義になるように、資料の作成や事前の情報共有などに努めたい。①③については、今後、本校でも取り組んでいきたいと感じた。⑤についても、努力はしているが、時間的な制約等で丁寧さに欠ける点が反省されるため、できれば(発表された高専のように)常勤SCなどの人員の配置も期待したいと感じた。

3) 分科会1 SNS いじめ問題 「SNS いじめの現状と対策」

講師: 阪根 健二 先生 (鳴門教育大学特命教授)

分科会2 性の多様性「性の多様性に関わる学生支援の方法」

講師: 染谷 明日香 先生 (NPO 法人ピルコン理事長)

分科会3 合理的配慮 「高専の合理的配慮 Q&A」

講師: 船越 高樹 先生 (国立高専機構本部 学生参事補)

分科会4 専門人材との連携「事例を通じて学ぶ連携体制のノウハウ」

講師:木戸 久恵 先生(国立高専機構本部 スーパーバイザーSSW)

大松 あゆみ 先生(国立高専機構本部 スーパーバイザーSC)

分科会【保健室部門】「命を守るためにできること～ゲートキーパー研修～」

講師:喜多見 学先生(立正大学心理臨床センター助教)

分科会【相談室部門】「組織のコミュニケーションスキル」

講師:内木場 三保 先生(こころ塾代表)

※上記のうち、対面研修では分科会 3 および【看護師部門】に参加したため、それらについて報告する。

(1) 分科会 3「高専の合理的配慮Q&A」

まずレクチャーとして、高専での障害学生支援に関しておさえておくべきポイントや、障害学生支援をめぐる最新情報、機構本部に寄せられた相談事案などの説明を聴講した。なかでも、「発達障害や精神障害により、不適切行動を起こすわけではない。適切な対応がなされていない、またはこなかった。本人がトレーニングを積んでいない。投薬が適正化されていない。これらることによって、不適切行動に結びつきやすさがある。障害名だけで短絡的に判断してはいけない。」という内容が印象的だった。今年度、参加した別の研修においても、複数の講師が、学生の問題行動(ある講師は意図的に「行動問題」という表現をされた)について、同様のことを説かれており、一人一人の学生の個性や背景(これまでの経過も含め)、取り巻く環境などにしっかり目を向けたうえで、障害特性(その学生の認知・認識の仕方)に合わせた対応を検討することの重要性について、あらためて考えさせられた。

つぎに、事前質問や寄せられた質問に講師が回答する形での説明を聴講した。なかでも参考になったのは、専門職(SCやSSW)を依頼するときに、組織対組織で依頼するのも有効なことや、オンライン(オンデマンド)授業に関する配慮、障害種別の支援センターについて各県の福祉関連課に情報があること、ピアサポートに関すること、セルフアドボカシーが浸透するために、障害学生との対話の中で細かく本人が自分を顧みることを進めてニーズを表出できる機会をもつことが大切、などである。ピアサポートに関して、サポーターになる学生はもちろんだが、他の全学生に対しても、今後は障害や合理的配慮についての理解を深めるような取り組みも必要だと考える。また、セルフアドボカシーについては障害学生が自分を顧みることは、障害と向き合うことにもなるため、つらさを感じることもあると考える。そのため、専門職の支援や保護者等との周囲の協力のもと、個々の学生の気持ちに寄り添いながら、それぞれに応じたペースや方法ですすめていくことが大切と考える。この度は、質問に回答する形式でご講義いただき、非常に具体的な実務に沿った内容であった。本校においても、今年度より合理的配慮委員会が立ち上がり、令和4年度からはこれまで以上に、体制化された合理的配慮の提供に取り組む予定となっており、この度の研修内容を大いに活かしていきたいと思う。

(2) 分科会【保健室部門】「命を守るためにできること～ゲートキーパー研修～」

“生活が苦しいなどといった外面的なことから人間は自殺するのではない。「連帯」を失った

時に自殺する。”というデュルケームの自殺論について冒頭に説明され、①自殺の現状・若者の自殺について ②自殺に関する概念 ③自殺を試みる心理 ④ゲートキーパーとしての心得 ⑤ゲートキーパー演習 の順に講義・演習を受けた。

①②では、令和 2 年度の警視庁自殺統計について説明があり、令和 2 年度の 10 代の自殺の原因として、進路や学業不振などの学校問題、病気に関すること（うつや統合失調などの精神疾患が多い）、親子関係の不和が多いとのことだった。自殺を考えた時にどのように乗り越えたかについては、「他のことで気を紛らわせる」や「だれかに悩みを相談した」との回答が多くなっている。また、厚生労働省の調査によると、中学・高校生の悩みについて、その相談先としては、ネットや掲示板が多く、特に難しい問題（悩み）ほどネットに相談しやすい傾向があることがわかる。しかし、ネットには極端な意見が多く、悪影響をうけることもあり得ることを認識したうえで利用するような指導が必要である。また、対面で学生が相談に来た時には、すでにネットでの情報に触れていることも考慮して関わることや、知識が欲しいわけではなく、受け入れてくれることを求めているということを実感した姿勢で対応することが大切である。また学生は、自殺を考える真の要因や多様な要因を話さないことが多いため、そのことを学生に伝え、「今は伝えられないかもしれないけれど、また思いついたり気が向いたりしたら話してほしい」という声掛けや、視覚的に図などを提示しながら、話すことも有用である。

③では自殺を試みる心理として、「両価性＝死にたいという気持ちと生きたいという気持ち」、「孤立感＝だれにも頼れないという感情」、「焦燥感＝強い不安や焦りで落ち着かないという気持ち」がある。それらの心理状態に対しては、内省を促し、本人が思っていることを語ってもらうことが大切である。一方、一人で内省をするとネガティブになりやすいため、誰かに相談しながら語ることで、一時的な安心が得られるため、衝動的な行動を抑えることができる。

④ではゲートキーパーとしての心の準備や傾聴の姿勢について聴講した。また、自傷行為への適切な対処法についての説明では、「自分をケアしないこと、助けを求めないこと」は自傷行為の一つであること、子どもたちの問題は「自分を傷つけること」ではなく、「正直な気持ちを偽って、誰にも助けを求めずにつらい状況に過剰適応すること」ということが印象的だった。

⑤の演習では、他高専の看護師と相談者役、ゲートキーパー役、観察者役になり、事例をもとに相談対応に取り組んだ。同様のゲートキーパー演習は、かつて別の複数の研修で参加したことがあるが、この度の演習では、各高専の看護師が、とても自然に役になりきり発言していたことから、これまでの保健室業務の中で、ゲートキーパーとして相談を受けてきたであろうことを容易に察することができた。また、この度のような他校の看護師との交流が、今後の自身の実務への励みになると実感した。

今年度の研修におきましては、コロナ禍にもかかわらず、対面開催を実現して下さった関係される皆様、および参加させていただいた本校の皆様にご挨拶申し上げます。このたびの学びを今後の相談室・保健室業務に活かしてまいりたいと思います。

(以下余白)